

吉原釜屋町産業団地 地区計画の内容

1 地区計画の方針

名 称	吉原釜屋町産業団地 地区計画	
位 置	能美市吉原釜屋町の一部	
面 積	約3.7ha	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	本地区は、小松ICから約5kmの地点に位置し、幅員16mで整備された都市計画道路木曾街道線の沿線の交通至便な地区であり、周辺には工場等が立地している工業適地である。 これらの立地条件を活かし、周辺環境との調和を図り、良好な景観及び環境を有する産業団地の創出・維持を目標とする。
	土地利用の方針	本地区は、良好な景観及び環境を有する産業団地を創造するため、建築物の用途や敷地面積の最低限度、壁面の位置等の誘導を図るものとする。
	建築物等の整備の方針	周辺の自然や田園風景の調和など良好な景観及び環境の維持のため、建築物等に関し、次の制限を定める。 (1) 建築物等の用途の制限 (2) 建築物の敷地面積の最低限度 (3) 壁面の位置の制限 (4) 建築物等の形態又は意匠の制限 (5) 垣又はさくの構造の制限

2 地区整備計画

地区整備計画	建築物	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物を建築してはならない。 建築基準法別表第二(わ)項(第5号を除く)に掲げるもの ただし、当地区計画区域内の工場等に従事する者のための寄宿舎は、この限りでない。
		建築物の敷地面積の最低限度	1, 000 m ²
	壁面に位置の制限	建築物等の外壁又はこれに代わる柱の面から次の各号に掲げる境界線までの距離は、次の各号に掲げる数値以上でなければならない。	
		(1) 都市計画道路木曾街道線、及び幅員12m以上の区域内道路の境界線 3m (2) その他の道路境界線 1m (2) 隣地境界線 1m	
	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の外壁、屋根及び工作物の色彩は、原色を避け、周囲の環境に調和したものでなければならない。	
	垣又はさくの構造の制限	原則として、道路境界から1mの範囲における垣、さくの設置については、透視可能なフェンスとする。 ただし、コンクリートブロック、レンガ、石積等を設置する場合には、当該地盤面より高さ0.6m以下とし、これらを透視可能なフェンスと組み合わせて設置してもよい。	

「区域は計画図表示のとおり」

理由

交通利便性の優れた産業団地において、周辺環境との調和を図りながら、良好な景観と環境を創造し、維持していくため。

区域図

